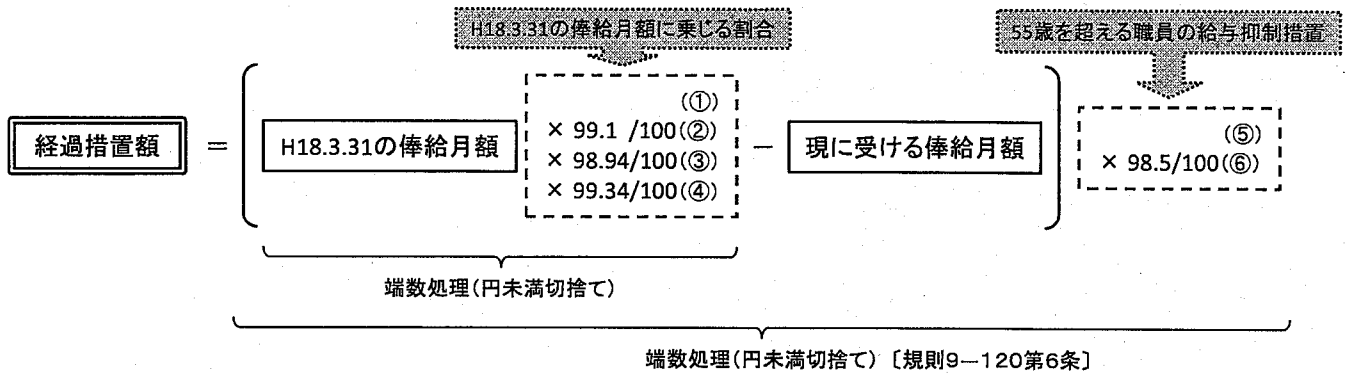


「平成17年改正法附則第11条の俸給」の改正概要

1 給与改定特例法第5条関係 [H17改正法附則第11条第1項関係]



- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 医療職(一)職員及び第2号任期付研究員 ② 平成21年改正法附則第3条第1項第1号の「減額改定対象職員」 ③ 指定職職員 ④ ①～③以外の職員 | <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 「55歳を超える職員の給与抑制措置」対象外職員 ⑥ 「55歳を超える職員の給与抑制措置」対象職員 |
|--|---|

1

2 人事院規則9—120—3関係 [H17改正法附則第11条関係]

○ 次の職員については、経過措置額の算定基礎となる額に、それぞれ次に定める割合を乗じる。

- | | |
|---|-----------|
| ① 基準日において平成21年改正法附則第3条第1項第1号の「減額改定対象職員」 | 99.1 /100 |
| ② 基準日において指定職職員 | 98.94/100 |
| ③ ①及び②以外の職員(基準日において医療職(一)職員及び第2号任期付研究員を除く。) | 99.34/100 |

(※ 基準日=平成21年改正法の施行日)

[第4条第1項第1号から第5号まで(②については、第5号のみ)及び第5条第1項]

3 給実甲第●号関係 [給実甲第1016号関係]

○ 次の職員については、経過措置額の算定基礎となる額に、それぞれ次に定める割合を乗じる。

- | | |
|--|-----------|
| ① 基準日において平成21年改正法附則第3条第1項第1号の「減額改定対象職員」 | 99.1 /100 |
| ② ①以外の職員(基準日において医療職(一)職員及び第2号任期付研究員を除く。) | 99.34/100 |

[第4条関係第2項(①のみ)並びに第5項第1号及び第2号イ]

2

4 給実甲第●号関係〔給実甲第1107号関係〕

施行日前に降給(降格又は降号)をした職員の経過措置額は、次の職員に応じ、それぞれ次に定める額と現に受ける俸給月額との差額(「55歳を超える職員の給与抑制措置」を受ける職員は、当該差額に98.5/100を乗じて得た額)とする。

① 平成22年12月1日から平成24年2月29日までの間に降給をした職員〔第2号〕

$$\left[\begin{array}{l} \boxed{\text{H18.3.31の}} \\ \boxed{\text{俸給月額}} \end{array} \begin{array}{l} \times 99.59/100\text{(①)} \\ \times 99.83/100\text{(②)} \\ \text{(③)} \end{array} - \left[\begin{array}{l} \boxed{\text{降給前の}} \\ \boxed{\text{俸給月額}} \end{array} - \begin{array}{l} \boxed{\text{降給後の}} \\ \boxed{\text{俸給月額}} \end{array} \right] \begin{array}{l} \times 99.51/100\text{(①)} \\ \times 99.51/100\text{(②)} \\ \text{(③)} \end{array}$$

端数処理(円未満切捨て) ※③を除く。

② 平成21年12月1日から平成22年11月30日までの間に降給をした職員〔第2号〕

$$\left[\begin{array}{l} \boxed{\text{H18.3.31の}} \\ \boxed{\text{俸給月額}} \end{array} \begin{array}{l} \times 99.76/100\text{(①)} \\ \text{(②)} \\ \text{(③)} \end{array} - \left[\begin{array}{l} \boxed{\text{降給前の}} \\ \boxed{\text{俸給月額}} \end{array} - \begin{array}{l} \boxed{\text{降給後の}} \\ \boxed{\text{俸給月額}} \end{array} \right] \begin{array}{l} \times 99.34/100\text{(①)} \\ \times 99.34/100\text{(②)} \\ \text{(③)} \end{array}$$

端数処理(円未満切捨て) ※③を除く。

- ① 基準日において平成21年改正法附則第3条第1項第1号の「減額改定対象職員」
- ② ①及び③以外の職員
- ③ 基準日において医療職(一)職員

3

③ 平成21年4月1日から平成21年11月30日までの間に降給をした職員〔第3号〕

$$\left[\begin{array}{l} \boxed{\text{H18.3.31の}} \\ \boxed{\text{俸給月額}} \end{array} - \left[\begin{array}{l} \boxed{\text{降給前の}} \\ \boxed{\text{俸給月額}} \end{array} - \begin{array}{l} \boxed{\text{降給後の}} \\ \boxed{\text{俸給月額}} \end{array} \right] \begin{array}{l} \times 99.1 /100\text{(①)} \\ \times 99.34/100\text{(②)} \\ \text{(③)} \end{array}$$

端数処理(円未満切捨て) ※③を除く。

④ 平成21年3月31日までに基準級より下位の級に降格をした職員〔第4号〕

$$\left[\begin{array}{l} \boxed{\text{H18.3.31に降格したもの}} \\ \boxed{\text{とした場合に受ける}} \\ \boxed{\text{こととなる俸給月額}} \end{array} \begin{array}{l} \times 99.1 /100\text{(①)} \\ \times 99.34/100\text{(②)} \\ \text{(③)} \end{array}$$

端数処理(円未満切捨て) ※③を除く。

- ① 基準日において平成21年改正法附則第3条第1項第1号の「減額改定対象職員」
- ② ①及び③以外の職員
- ③ 基準日において医療職(一)職員

【参考】平成24年3月1日以後に降給した職員〔規則9—120第4条第3号〕

$$\left[\begin{array}{l} \boxed{\text{H18.3.31の}} \\ \boxed{\text{俸給月額}} \end{array} \begin{array}{l} \times 99.1 /100\text{(①)} \\ \times 99.34/100\text{(②)} \\ \text{(③)} \end{array} - \left[\begin{array}{l} \boxed{\text{降給前の}} \\ \boxed{\text{俸給月額}} \end{array} - \begin{array}{l} \boxed{\text{降給後の}} \\ \boxed{\text{俸給月額}} \end{array} \right]$$

端数処理(円未満切捨て) ※③を除く。

4

5 給実甲第●号関係

①経過措置額の額が変動した職員 又は ②経過措置額が支給されないこととなった職員 に、人事異動通知書又はこれに代わる文書(通知書等)により通知する。ただし、通知書等の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもって通知書等の交付に代えることができる。

【参考例】

- ① 平成24年法律第●号第5条の規定の施行に伴い、平成17年法律第113号附則第11条の規定による俸給として給する額を○円とする
- ② 平成24年法律第●号第5条の規定の施行に伴い、平成17年法律第113号附則第11条の規定による俸給は支給されないこととなった